

## りそな企業年金研究所

## 企業年金ノート

## 目次

【本題】	データから見る企業年金の10年間	.....P1
【コラム】	「企業年金のポータビリティ」の実務	.....P3

## データから見る企業年金の10年間

## 1. はじめに

昭和37年に適格退職年金制度が、昭和40年に厚生年金基金制度が設立されてから、約半世紀が経過しました。その間企業年金制度は様々な見直しが行われてきましたが、なかでもこの10年の間に企業年金制度は、社会環境・時代の要請の変化に伴い大きな変貌を遂げました。

今月号では、企業年金制度のこれまで10年間の歩みについて、様々なデータをもとに振り返ります。

## 2. これまで10年間の主な出来事

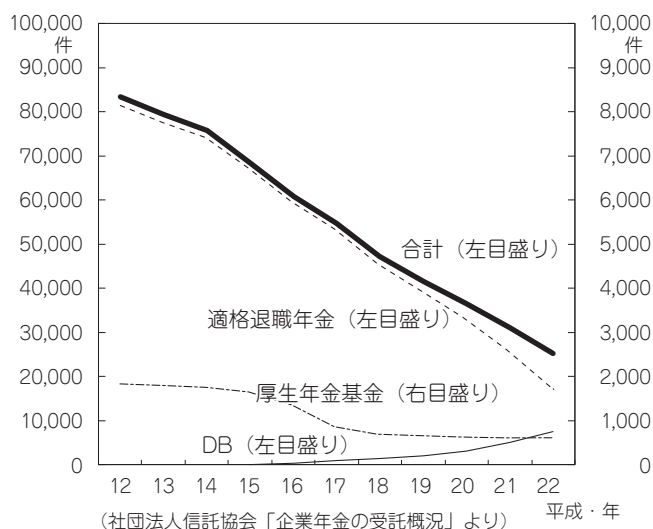
平成12年以降におこった企業年金制度を取り巻く環境の変化を挙げてみます。

- ・平成12年 退職給付会計制度の導入
- ・平成13年 確定拠出年金制度の導入
- ・平成14年 確定給付企業年金制度の導入・適格退職年金制度の廃止決定
- ・平成12年～平成14年 国内外株価調整局面の長期化に伴う運用利回りの長期低迷
- ・平成15年 厚生年金基金の過去期間分の代行返上開始
- ・平成17年 個人情報保護法施行
- ・平成19年～平成20年 サプライムローン問題に端を発した運用環境低迷

これらの出来事は、いずれも社会環境の変化が企業年金制度に影響を与え、また変革をもたらした出来事でした。この結果企業年金制度は、10年前の時点では想像がつかなかったであろう姿で今日を迎えています。

## 3. データで振り返るこの10年

【表①】企業年金の制度数（3月末現在）

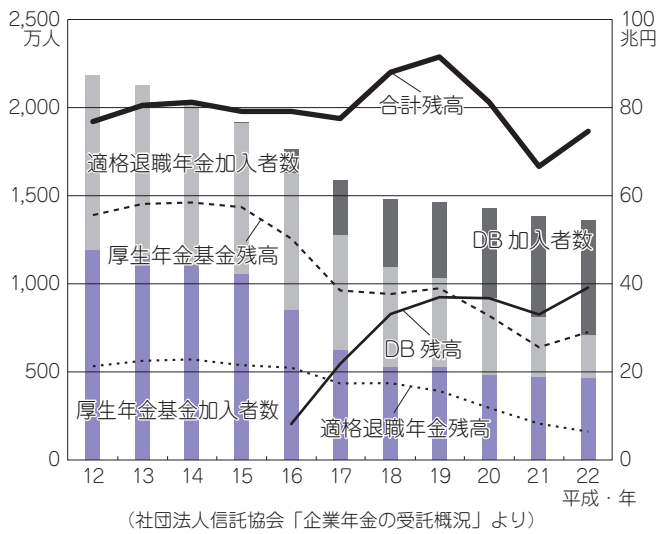


左の【表①】は、平成12年3月末から平成22年3月末までの厚生年金基金・適格退職年金および確定給付企業年金（以下「DB」といいます。）の実施制度数の推移です。平成14年にDBが誕生して以降、DBの件数が増加していますが、厚生年金基金と適格退職年金の制度数が大幅に減少しています。厚生年金基金は平成16年から平成17年にかけて特に顕著に減少していますが、これは単体・連合型の制度の代行返上が集中した時期と重なります。この10年間で3つの制度の合計件数は約7割が減少しています。

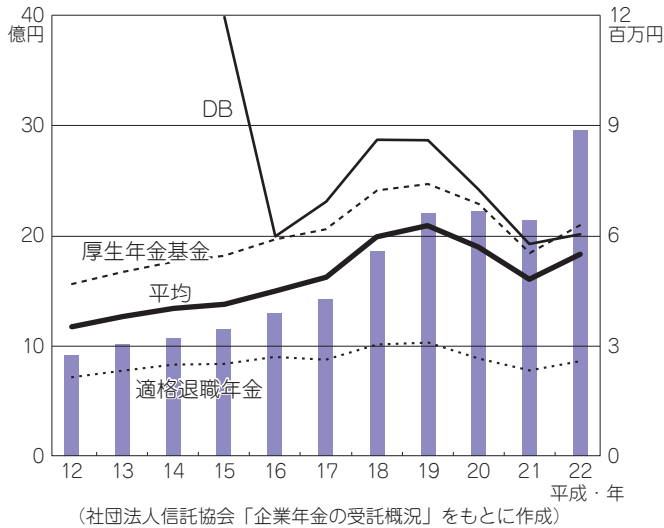
次頁の【表②】は、同じ期間中の各制度の加入者数および資産残高の推移をグラフにしたものです。棒グラフが各制度の加入者数の合計を、折れ

# データから見る企業年金の10年間

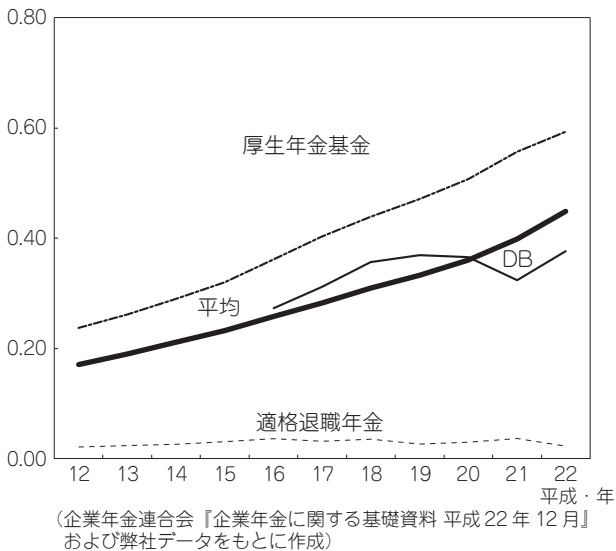
【表②】 加入者数・資産残高推移（3月末現在）



【表③】 企業年金の制度当たり・加入者  
当たり資産残高（3月末現在）



【表④】 企業年金の成熟度（3月末現在）



線グラフが各制度の資産残高を表しています。

まず、加入者数に関しては、平成12年以降減少傾向が続いており、この10年間で4割弱が減少しています。ただ、この減少割合は制度数の減少割合を大きく下回るものであり、制度の減少が小規模の制度に偏っていることが読み取れます。

一方、資産残高に関して見てみると、これまでの運用環境の激変を反映し、年度ごとに大きなブレが見てとれますが、制度数あるいは加入者数と同様の顕著な減少傾向は見えてとれません。制度を維持している各企業が、景気低迷環境にかかわらず企業年金資産を積極的に積み増していることが伺われます。あるいはここに、過去10年間の積立水準に関する規制の強化の影響を読み取ることができるかもしれません。

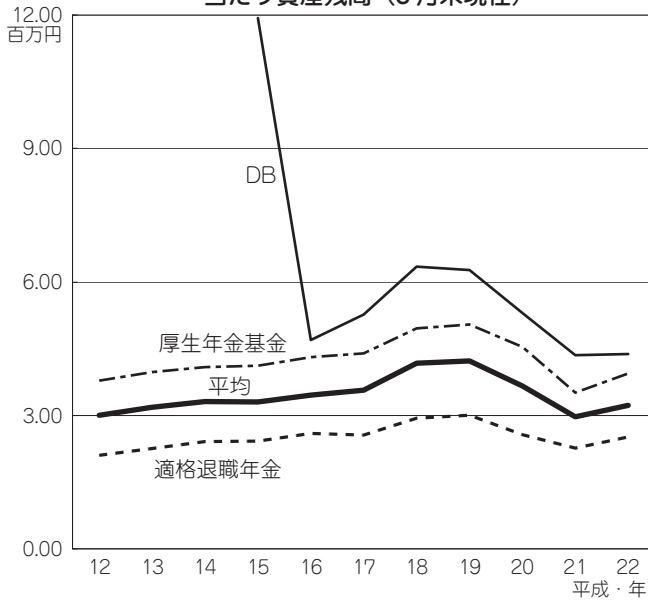
なお、平成16年から平成17年の間にDBと適格退職年金の残高が逆転していますが、加入者数も同時期に逆転しており、企業年金制度の主役が適格退職年金からDBに変化している状況が確認できます。

左の【表③】は、1制度当たりの平均資産残高および加入者1人当たりの平均資産残高をグラフにしたものです。棒グラフ（左目盛り）が1制度当たり資産残高であり、折れ線グラフ（右目盛り）が加入者1人当たり資産残高です。DBの加入者1人当たり資産残高について、平成15年3月末が極端に高くなっていますが、これはDB発足後間もない時期であり母数が少ないことによる影響と考えられます。このグラフからは、現在残っている企業年金制度が着実に資産を積み上げてきた事実がより顕著に読み取れます。

左の【表④】は、弊社に総幹事を委託していただいている各制度の「成熟度」をグラフにしたものです。【表①】から【表③】までと異なり、各制度のすべてのデータをもとにしたものではありませんが、一定の傾向を読みとるための参考として掲載しています。

ここでは企業年金制度の成熟度を「制度毎の受給者数合計÷加入者数合計」として指数化しています。適格退職年金制度は一般に年金で受給するケースが稀であり、成熟度はきわめて低位で安定していますが、それ以外の制度では成熟度が年々上昇している傾向が見てとれます。特に厚生年金基金制度は成熟度がこの10年間で約2.5倍となっており、加入者と受給者のバランスがこの10年間で大幅に変化している様子がわかります。

【表⑤】 企業年金の加入者+受給者1人  
当たり資産残高（3月末現在）



【表⑤】は、【表④】で確認した成熟度を踏まえ、【表③】で確認した加入者1人当たりの資産残高を「加入者+受給者」1人当たりの資産残高に洗い直したグラフです。制度毎の加入者数をもとに【表④】の成熟度指数を乗じて制度毎の受給者数を算定し、加入者+受給者1人当たりの資産残高を試算しています。

ここでは、【表③】とは異なり、「加入者+受給者」1人当たりの資産残高に過去10年間で顕著な増加傾向は確認できません。各企業年金制度はこれまで資産の積み増しをおこなってきましたが、受給者の増加により、制度の給付対象者（現在および将来の対象者）1人当たりの資産残高は、10年前の水準を維持するにとどまっているという、ある意味厳しい現実が読み取れます。

#### 4. まとめ

企業年金制度は、時代の要請による受給権保護の流れ、世界経済環境の変化などの影響に加え、少子高齢化という長期的なわが国社会構造の変化の影響を避けて通れず、実際これまでの10年間にこれらの影響により大きな変貌を遂げてきたことが見てとれました。

これから迎える10年間も、これまで同様、企業年金制度は外部環境の変化と無関係では存在できず、様々な変革をおこなっていくことが求められると想定されます。しかしながら、どのような時代であっても、高齢者に対する社会保障の枠組みの必要なくなることはないと考えられます。さらにわが国にあっては、公的セクターの社会保障負担削減に関する議論が常におこなわれており、今後も社会保障制度における企業年金制度の重要性はますます高まっていくと考えられます。

#### — りそなコラム —

### 「企業年金のポータビリティ」の実務

第12回のコラムのテーマは、「企業年金のポータビリティ（※1）」の実務について、アイウ商事株式会社（確定給付企業年金規約型）の事務担当者の「A君」と上司「B部長」との間のディスカッションです。

アイウ商事株式会社は適格退職年金制度から確定給付企業年金規約型へ移行した企業であり、企業年金連合会への移換を可能にするため、企業年金連合会へ「登録届兼変更届（※2）」の登録を済ませています。また、他の企業年金や企業年金連合会から年金加入記録や年金原資を受換できるという制度は採用していません。

A 君：最近、退職者へ企業年金に関する説明をすると、いろいろと質問されることが増えていますね。

B部長：適格退職年金の時は、一時金の受給資格しかない人に対しては一時金を支給するしか選択肢がな

## 「企業年金のポータビリティ」の実務

かったのだけれど、確定給付企業年金では、法令で加入期間の短い中途脱退者（※3）に対しては、一時金で支給する他に、将来的に年金で受け取ることを目的として企業年金連合会や他の企業年金制度へ脱退一時金相当額を移換するという選択肢を設けることが義務づけられたからね。

A 君：中途脱退者の選択肢が増えた訳ですね。

B部長：そうだね。

A 君：退職（資格喪失）時の説明ですが、企業年金連合会や他の企業年金制度への移換申出期限、脱退一時金相当額と算定基礎期間、受領方法の選択肢、退職に伴う脱退一時金受給時の税務上の取扱、企業年金連合会の制度概要、手数料、連絡先、国民年金基金連合会の制度概要、手数料、連絡先とたくさんありますが、すべて必要な事項なのですか？

B部長：確定給付企業年金法で中途脱退者への説明内容が規定されているから、それらの説明が必要なんだよ。説明にあたっては、読み上げるだけでなく、内容もしっかり理解してもらえるように工夫して欲しいな。

A 君：わかりました。

B部長：再就職先（移換先）が企業年金を実施していて、その制度が脱退一時金相当額を受換できる場合の移換申出期限日は「当社（移換元）の資格喪失日より1年を経過した日または移換先の資格取得日から3ヶ月を経過する日のいずれか早い日まで」となっているから説明に注意が必要だよ。また、企業年金連合会に移換する場合も、移換する時期が遅くなると運用期間が短くなる分、年金額も少なくなるからそんな内容も説明できたらいいよね。

A 君：これからの説明で工夫してみます。

B部長：当社では他の企業年金からの脱退一時金相当額を受換をしないから必要ないのだけれど、受換できる規約になっている確定給付企業年金制度や確定拠出年金を実施している企業では、入社したときに他の企業年金から脱退一時金相当額を受け取ることができることを説明する義務もあるよ。

A 君：移換を受ける先は大変ですね。あとは手続きなのですが、今までは移換申出をする人がいなかったもので、実際に申出がきたときに慌ててしまいそうです。

B部長：りそな銀行のe年金システムを導入したときに操作マニュアルと一緒に事務ガイドブックが届いていたよね。そこに、移換先毎に事務フローがあったと思うよ。

A 君：はいこれです。あっ、ありました事務フロー。

**（事務フローは6ページ、7ページに掲載しております）**

**企業年金連合会（以下：連合会）へ移換**する場合は、中途脱退者ご本人から「選択書」を受領して、当社で「中途脱退者脱退一時金相当額移換通知書（※様式第10号）」を作成して連合会に送付することになっています。それから、連合会が受付・審査が終わると「移換通知受理書」が送られてきて、その「移換通知受理書（写）」と「脱退一時金移換指図書」をりそな銀行へ送ると、りそな銀行から脱退一時金相当額を連合会へ送金し、連合会が送金の確認が終わるとご本人へ「移換完了通知書」が送られて移換終了となっています。

**確定給付企業年金（※移換先の規約が移換を受ける規約になっていることが必要）へ移換**する場合は、移換先がご本人へ資格取得時に関する説明をする時に「移換申出書・移換通知書」を渡すようになっていますね。ご本人はその通知書に必要な事項を記入し「選択書」と共に当社に提出し、当社では、その「移換申出書・移換通知書」に必要項目を記入して移換先へ送付する。その後、移換先の受付・審査が終わり、「移換指示通知書・移換資産通知書」が送付されてきたら内容を

確認し、その通知書を移換先に送付する。そして、その通知書の写しと「脱退一時金移換指図書」をリそな銀行に送付する。以降は連合会と同じですね。

B部長：連合会への通知書の提出期限だけど、これは原則として、資格を喪失した日から起算して1年経過する日の翌日以後、最初に到来する15日まで（連合会規約第64条）となっているが、連合会のホームページでは、「連合会の事務処理の関係上5日までに届くようにお願いします。」となっているので、早目に送るようにした方がいいよ。

A 君：はい、そうします。**確定拠出年金への移換**は企業型と個人型で少し違ってきますね。**企業型**は移換先企業がご本人へ「移換申出書・移換可否決定通知書」を渡して、ご本人は通知書に必要事項を記入し、「選択書」と共に当社に提出し、当社では、その「移換可否決定通知書」の必要項目を記入して、**記録関連運営管理機関**に提出するとなっています。送付先は移換先企業ではないのですね。記録関連運営管理機関の審査が終わり「移換指示通知書・移換資産通知書」が送られてきたら、内容を確認して、「移換指示通知書(写)」と「脱退一時金移換指図書」をリそな銀行に送る。そうすると、リそな銀行は**資産管理機関**へ送金して、当社には「脱退一時金移換明細表」を送ってくるので、移換日を確認して「移換資産通知書」を**記録関連運営管理機関**へ送る。すると、**記録関連運営管理機関**と**資産管理機関**で入金予定日の連絡と送金受付の確認が終わったところで、ご本人へ移換完了の通知が行くようです。いろいろな機関を回っていくので、混乱しそうです。

B部長：確定拠出年金の企業型は運営管理機関と資産管理機関を選任していて、それぞれ役割が分かっているからね。送付先を間違えないように注意しないとね。

A 君：はい、気をつけます。最後に、退職後に自営業者等の第1号被保険者になる場合や、再就職先に企業年金がなくて、**国民年金基金連合会**が運営する**個人型確定拠出年金に移換する場合**の手続きは、ご本人は**受付金融機関**へ移換の申出となっていますね。国民年金基金連合会ではないのですか？

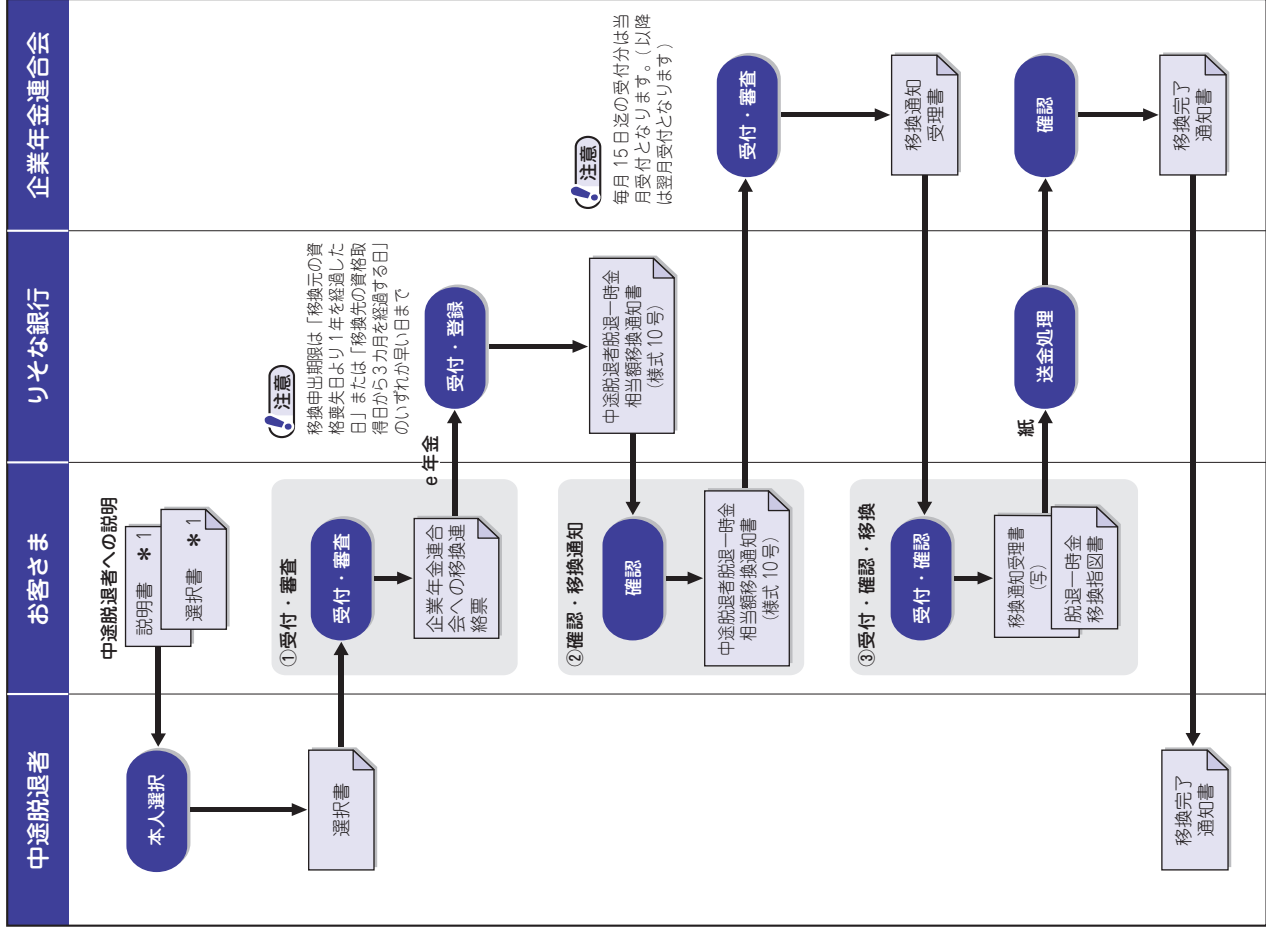
B部長：国民年金基金連合会に申し出て加入することになっているけど、実際は国民年金基金連合会の事務委託先の受付金融機関等が受付窓口になっているからだよ。リそな銀行も受付金融機関で、資産移換を希望すると「移換申出書・移換可否決定通知書」をもらえるよ。

A 君：なるほど、ご本人が受付金融機関から「移換申出書・移換可否決定通知書」を入手して、その通知書に必要事項を記入し「選択書」と共に当社に提出し、当社では、「移換可否決定通知書」の必要項目を記入し、ご本人に「移換申出書・移換可否決定通知書」をお返しして、ご本人から受付金融機関へ送付してもらうか、当社から受付金融機関へ直送することも可能のようです。通知書は受付金融機関が受け付けた後、**記録関連運営管理機関**へ送られ、その後、記録関連運営管理機関から「移換指示通知書・移換資産通知書」が送られてくる。その後は企業型確定拠出年金と同じですね。しかし、結構な時間が掛かりますね。

B部長：そうだね。事務フローを参考に、移換の申出がいつ出てきても慌てないように、頑張ってくれ。

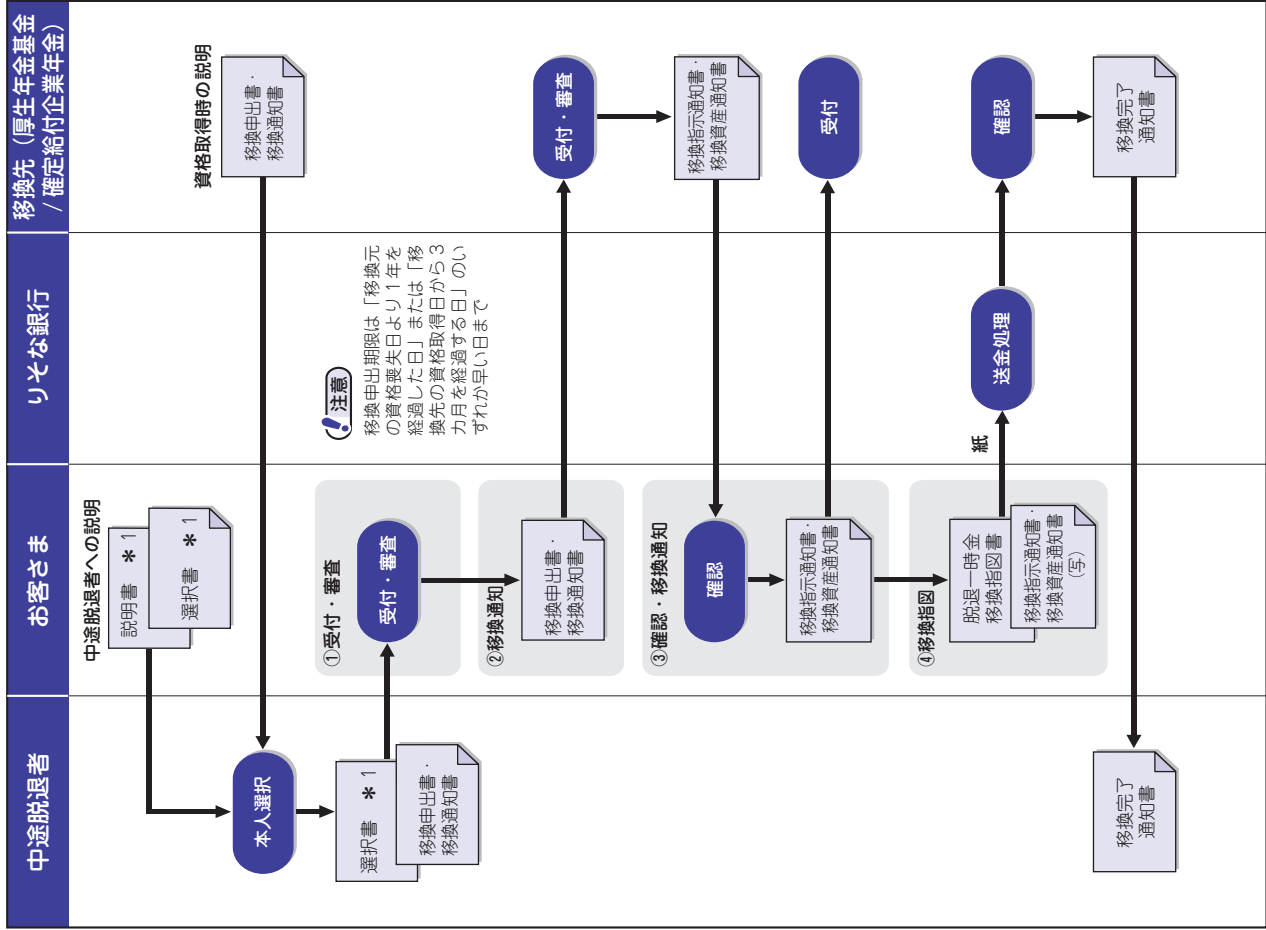
A 君：はい。頑張ります。

企業年金連合会への移換 事務フロー



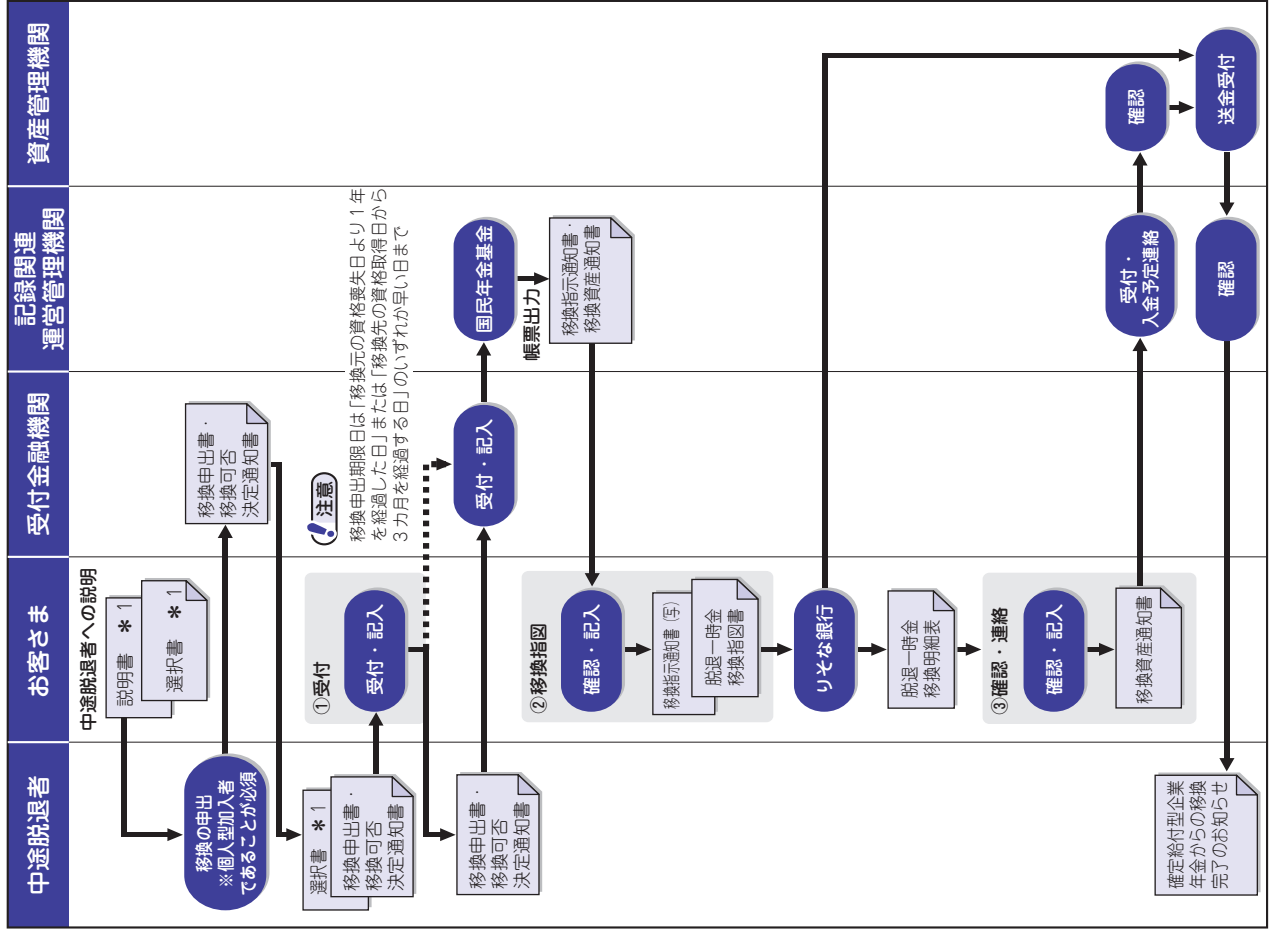
\* 1 「説明書」や「選択書」は、e年金でも出力できます。

厚生年金基金・確定給付企業年金への移換 事務フロー



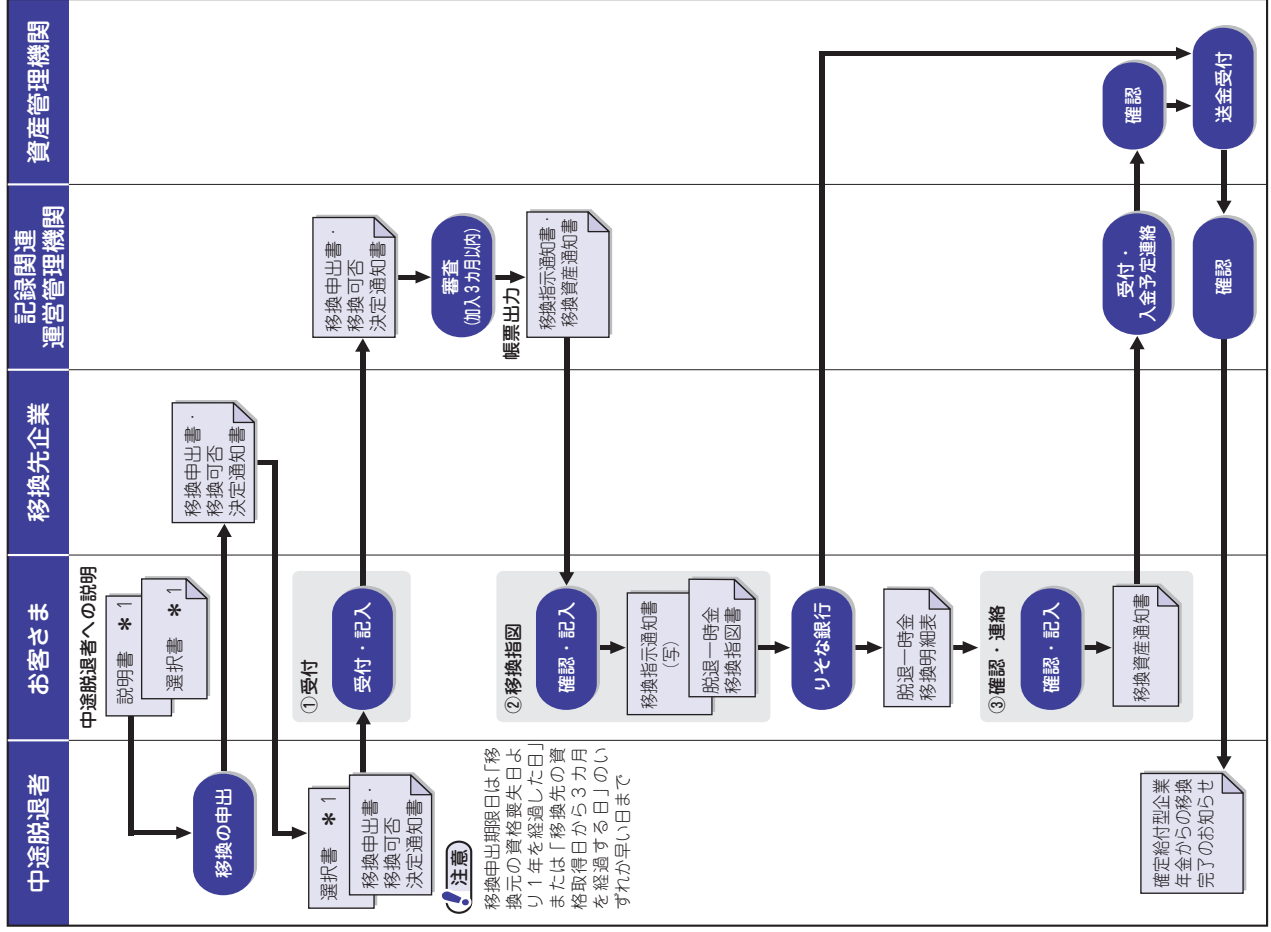
\* 1 「説明書」や「選択書」は、e年金でも出力できます。

個人型確定拠出年金への移換 事務フロー



\* 1 「説明書」や「選択書」は、e 年金でも出力できます。

企業型確定拠出年金への移換 事務フロー



\* 1 「説明書」や「選択書」は、e 年金でも出力できます。

- (※1) 企業年金のポータビリティ制度とは、企業年金制度の加入者であった者が退職または転職した際に、勤めていた企業の企業年金制度（確定給付企業年金制度または厚生年金基金）から、それまでの年金加入記録や年金原資を他の企業年金など（企業年金連合会、確定拠出年金制度、受換の定めのある確定給付企業年金制度または受換の定めのある厚生年金基金）に移して積み立てを継続し、将来年金などで受け取ることができるしくみです。
- (※2) 「登録届兼変更届」は確定給付企業年金制度実施2～3ヶ月後に、企業年金連合会から送付されます。
- (※3) 企業を短期間（加入者であった期間が20年未満（＝政令で定める期間））で退職した場合など、老齢給付金の受給権を得ないで退職した方を中途脱退者といいます。なお、年金支給開始年齢に達していないだけで、他の年金支給要件を満たしている方は、将来年金を受給できるので、中途脱退者には含まれません。

（ご参考）関係法令等

確定給付企業年金法施行令第50条の4

確定給付企業年金法施行規則第89条の5

事務取扱準則 厚生労働省通知：年発第0705001号平成17年7月5日「企業年金等の通算措置に係る事務取扱準則について」

※「在職老齢年金と高年齢雇用継続給付のポイント（第3回）」は4月号に掲載予定です。ご了承ください。

企業年金ノート No.515

平成23年3月 リそな銀行発行



信託ビジネス部

〒135-8581 東京都江東区木場1-5-65 深川ギャザリアW2棟 TEL.03(6704)3381

リそな銀行ホームページでもご覧いただけます。

【<http://www.resona-gr.co.jp/resonabank/nenkin/info/note/index.html>】

リそな銀行は、インターネットを利用して企業年金の各種情報を提供する「リそな企業年金ネットワーク」を開設しております。

ご利用をご希望の場合は、年金信託部までお問い合わせ下さい。(TEL 06 (6268) 1813)

受付時間…月曜日～金曜日 9：00～17：00

※土、日、祝日、12月31日～1月3日、5月3日～5月5日はご利用いただけません。